

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月24日

【会社名】 宮越ホールディングス株式会社

【英訳名】 Miyakoshi Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 宮越邦正

【本店の所在の場所】 東京都大田区大森北一丁目23番1号

【電話番号】 03 - 3298 - 7111

【事務連絡者氏名】 常務取締役 板倉啓太

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区大森北一丁目23番1号

【電話番号】 03 - 3298 - 7111

【事務連絡者氏名】 常務取締役 板倉啓太

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,850,760,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,880,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成28年11月24日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	3,880,000株	1,850,760,000円	925,380,000円
一般募集			
計(総発行株式)	3,880,000株	1,850,760,000円	925,380,000円

(注) 1 第三者割当増資の方法により発行します。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ(以下「D E S」といいます。))により割り当てます。

2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

Pacific State Holdings Limited(パシフィック・ステート・ホールディングス・リミテッド)(以下「パシフィック社」といいます。)が、当社に対して有する以下の貸付金債権(元本総額2,320,180,120円)のうち1,850,760,000円に相当する元本債権をD E Sの対象といたします。

債権の表示：平成25年3月25日付免責的債務引受契約書に基づき当社が債務引受を行った借入債務に係る債権

原債務者：クラウン株式会社(旧商号：宮越商事株式会社)

元本：総額2,320,180,120円

返済期日：平成30年3月25日

利息：年利 1.0%

弁済方法：期日一括弁済

パシフィック社が当社に対し有する貸付金元本債権の内訳

番号	貸付形式	契約締結日	当初債権者名	当初借入金額(円)	借入元金残高(円)
1	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	1,500,000,000	1,500,000,000
2	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	30,898,944	30,898,944
3	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	66,826,012	66,826,012
4	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	36,731,780	36,731,780
5	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	18,095,766	18,095,766
6	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	11,964,243	11,964,243
7	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	19,260,274	19,260,274
8	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	24,012,584	24,012,584
9	手形貸付	平成6年3月31日	(株)北海道拓殖銀行	24,727,698	24,727,698
10	証書貸付	平成元年4月4日	(株)北海道拓殖銀行	1,500,000,000	587,662,819
合計					2,320,180,120

- パシフィック社との協議・交渉の結果、本第三者割当増資における発行株式総数を3,880,000株、1株当たりの発行価額を、477円とすることで合意されたことから、発行価額の総額に相当する金額の債権として、上記の各貸付金元本債権のうち、上記1乃至9記載の債権の全部及び上記10記載の債権の一部(587,662,819円のうち118,242,699円)を現物出資の対象といたします。
- 上記借入は、当初、当社の子会社である宮越商事株式会社(現商号クラウン株式会社。以下「宮越商事」といいます。)が、平成元年4月4日及び平成6年3月31日に、株式会社北海道拓殖銀行より電気機器の仕入等の事業資金として借り入れたものです。当社は、同行による債権譲渡等を経て、当該借入に係る債権が平成25年3月25日パシフィック社へ譲渡され、一方で宮越商事が平成23年10月に当社の完全子会社になっていたため、当該借入について平成25年3月25日債務引受けを行いました。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(平成28年12月12日)において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

なお、パシフィック社が当社に対して有する上記貸付金元本債権及びこれに対する経過利息のうち、現物出資の対象となる貸付金元本債権以外の債権につきましては、弁済期を従来どおり平成30年3月25日とすることで合意しております。(同日における支払金額は、現物出資の対象とされた元本債権に対する払込期日までの経過利息及び現物出資の対象とされなかった残元本債権に対する平成30年3月25日までの経過利息を含め、561百万円となる見込みです。)

(2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
477円	238円50銭	100株	平成28年 12月12日		平成28年 12月12日

- (注) 1 第三者割当増資によるものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申し込みの方法は、本届出書の効力が発生した後、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、現物出資(D E S)による払込の方法によります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
宮越ホールディングス株式会社 管理本部	東京都大田区大森北一丁目23番1号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を現物出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	13,000,000	

- (注) 1 金銭以外の財産による現物出資の方法によるため、現金による払込はありません。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3 発行諸費用の概算額の内容は、登記費用(7百万円)、弁護士費用(3百万円)、その他であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、当社に対する金銭以外の財産である金銭債権の現物出資(D E S)によるものであるため、手取額はありません。

なお、現物出資の目的となる財産である借入金は、当社の子会社 クラウン株式会社(旧商号 宮越商事株式会社。以下「クラウン」といいます。)が平成元年4月4日及び平成6年3月31日に、金融機関より電気機器の仕入等の事業資金として借り入れたものであり、当該金融機関が貸付金債権2,320百万円を、債権譲渡したことから、現債権者であるパシフィック・ステート・ホールディングス・リミテッド(以下「パシフィック社」といいます。)が貸付金債権2,320百万円を取得することになったものです。

当社は、クラウンが平成23年10月に完全子会社になったことに伴い、平成25年3月25日付免責的債務引受契約書に基づき、上記の貸付金元本債権を当社が負担することとなりましたが、パシフィック社に対しては反対債権として、クラウンから譲り受けた貸付金債権(元本2,411百万円)を保有しておりました。その後平成28年3月末日時点でパシフィック社への貸付金の元本残高が2,286百万円となっていたところ、平成28年7月頃、アジア・インベストメンツ・グループ・リミテッド(当社の主要株主であるアジア・スカイ・インベストメンツ・リミテッドの子会社。以下「アジア社」といいます。)から、当該債権の譲受けの申し入れを受け、検討を行っておりました。この間、当社は、D E Sによる本第三者割当増資を行うことについても検討を開始しており、これらの検討の結果、D E Sによる本第三者割当増資とアジア社への債権譲渡を併せて行うことにより、当社の財務上の課題である自己資本比率の向上を図りつつ、譲渡によって債権の一部を早期に現金化できる点で、パシフィック社との間の債権・債務の相殺を行うよりも当社にとって望ましい財務施策と判断し、平成28年8月30日付で、アジア社に対し、当該債権をその元本残高である2,286百万円と同額で譲渡いたしました。

一方で、当社がパシフィック社に対して負担する借入債務(元本総額2,320百万円)の解消方法として、本年9月に、パシフィック社に対しD E Sによる第三者割当増資の引き受けを依頼いたしたところ、上記借入債務のうち1,850,760,000円に相当する部分の現物出資(D E S)の方法により、第三者割当増資による新株式の割当を引き受けることに同意いただいたものであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概況

名称	Pacific State Holdings Limited
所在地	Unit 1503,15/F.,8 Jordan Road, Kowloon, Hong Kong
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません
代表者の役職及び氏名	Director Qiao Cheng Ping
資本金	US \$ 50,000.00米国ドル
事業の内容	事業会社への投資
主たる出資者及びその出資比率	Qiao Cheng Ping 100%

b 提出者と割当予定先との関係

出資	該当事項はありません
人事	該当事項はありません
資金	当社に対して貸付金債権(元本総額2,320,180,120円)を有しております
技術又は取引等	該当事項はありません

c 割当予定先の選定理由

当社は、本年5月、中国深セン市政府から、当社の子会社である皇冠電子の敷地内に道路建設を行うための用地回収の要請を受け、従来進めてきた不動産再開発構想を道路建設と合わせて進めることとし、資金調達を円滑に進めるため財務内容の改善を図る施策の検討を開始いたしました。その後、上記「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」記載のとおり、当社は、本年7月頃、アジア社より、当社がパシフィック社に対して有していた貸付金債権(元本総額2,286百万円)の譲受けの申入れを受け、かかる申入れの検討を行う中で、同債権の反対債務にあたる、当社がパシフィック社に対して負担する借入債務(元本総額2,320百万円)の解消方法として、本年8月以降、D E Sによる本第三者割当増資の検討を具体的に進めてまいりました。

かかる検討に際して割当予定先候補となりましたパシフィック社は、当社に対し元本総額2,320百万円の貸付金債権を有しており、その反対債権として当社はパシフィック社に対し元本総額2,286百万円の上記貸付金債権を保有しておりましたが、本年8月、当社がパシフィック社に対する貸付金債権を譲渡したことにより、当社はパシフィック社に対する債務のみを保有することとなったことから、当社はかねてより検討しておりましたとおり、本年9月に、パシフィック社に対しD E Sによる第三者割当増資の引受けを依頼しました。

パシフィック社は、深セン市に近い香港の投資事業会社であり、当社グループが推進する深セン市における不動産開発についても理解しており、本第三者割当増資について交渉を重ねる中で、当社の現在の経営状況や今後の事業戦略等につきましても理解を示していただきました。

その結果、上記金銭債権のうち1,850,760,000円に相当する部分の現物出資(D E S)の方法により、第三者割当増資による新株式の割当を引き受けることに同意いただきました。

d 割り当てようとする株式の数

普通株式 3,880,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるパシフィック社からは、引受後、主要株主として長期的に保有する意向であり、役員等の派遣による経営参画の予定はない旨を口頭にて確認しております。

なお、同社から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を入手する予定です。

f 払込に要する資金等の状況

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資(D E S)によるものであるため、金銭の払込はありません。

現物出資の目的となる財産につきましては、当該財産の実在性及び払込金額が対象となる金銭債権に係る債務の帳簿価額を超えないことを当社の会計帳簿・総勘定元帳No.5140 - 長期借入金により確認しております。

なお、「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 (注)3」に記載のとおり、本有価証券届出書の効力発生を条件として、本第三者割当増資における現物出資の対象となる上記金銭債権はいずれも払込期日である平成28年12月12日に弁済期が到来することとなります。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力との交流を持っている事実の有無について、割当予定先及び割当予定先の役員、株主について直接又は関係者からの聴取等を行ったことに加え、第三者機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3-2-1)に反社会的勢力との関係性の有無について調査を依頼した結果、割当予定先であるパシフィック社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨の報告書を受けるとともに、口頭で反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実及び反社会的勢力への資金提供その他の行為等はない旨の報告を受けております。また、パシフィック社は、当社との間で締結した平成28年11月24日付確認書において、パシフィック社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨を表明保証しております。

以上を踏まえ、当社は、割当予定先であるパシフィック社につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

株式の発行価格は、取締役会決議日の直前営業日(平成28年11月22日(火))の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値512円を基準とし、かかる値から7%ディスカウントした477円といたしました。この発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値507円(1円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ。)に対して5.9%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値504円に対し5.4%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値502円に対して5.0%のディスカウントとなります。

また、ディスカウント率を7%とした理由につきましては、当社の財務体質を強化するうえで、本第三者割当増資を実行する必要性が極めて高いこと、金利負担の軽減及び元金返済負担の軽減等、本第三者割当増資後に当社が享受する経済的利益が大きいこと、また、引受先であるパシフィック社が長期的な株式保有を目的としていること等から、これらの要素を踏まえた合理的な範囲でのディスカウントの検討が必要であると判断し、パシフィック社との間で慎重に交渉・協議を重ね、また、当社取締役会において当該発行価格による本第三者割当増資の実行について十分な審議を行った結果、ディスカウント率を7%とすることが合理的であると判断いたしました。

なお、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされており、上記発行価格の算定は、当該指針に沿うものであることも踏まえますと、本第三者割当増資の発行価格は有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社の監査等委員会は、最近の当社の株価の推移、当社の資産・収益の状況、株式市況の動向等を踏まえて検討した結果、発行価格の算定においては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であるところ、直近における当社株価の動きは特段不安定な動きをしているものでなく、特殊な要因の影響はないと判断した上で、直前営業日の当社株式の終値は自然な市場取引により形成された客観的な株価であり、当社の企業価値を反映されていると考えられることから、上記の算定根拠による本第三者割当増資は有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資における株式の増加株数及び増加議決権数は、現在の発行済株式数に対し24.97%相当、総議決権数に対し24.99%相当の株式の希薄化が生じます(いずれも小数点第3位切り捨て)。しかし、以下のとおり、当社グループは、不動産賃貸管理事業に加えて当社グループの中核となることが期待される不動産開発事業として皇冠電子が所有・管理する深セン市所在の不動産物件について大規模な総合都市開発を予定しており、本第三者割当増資は、自己資本比率を34.3%から47.3%に向上させ、今後、当該不動産開発事業を推進する上で必須となる資金調達における選択肢の多様化を可能とするものと考えております。

現在、当社グループの不動産賃貸管理事業は安定的かつ堅調な業績を維持しており、高成長が続く深セン市において、引き続き業績の成長が期待できるものと判断しております。また、当社グループが所有する物件(所在地:中国広東省深セン市福田区車公廟皇冠小区、土地:127千㎡、建物:114千㎡)につきましては、オフィス、商業・サービス、レジデンスなどで構成される、総延床面積約700千㎡・建設費約1千億円規模の大型都市総合開発の構想を推進しております。当該開発構想は、中国政府が進めている「イノベーションを基軸とした総合都市開発」をコンセプトとして、日本をはじめ海外の先進的開発や運営技術を導入した、深セン市経済発展のモデルとなる再開発を目指しております。当該開発事業は、中国政府、在日本大使館などの政府機関をはじめ、大手金融機関、大手商社、不動産開発事業会社など国内外多方面から協賛を受けており、現在、深セン市政府関係部門と協議調整を図りながら、開発申請に向け計画の策定を進めている段階です。

現在、当社グループの自己資本比率は約34%であり、比較的高い水準にありますが、充実した自己資本を確保しながら健全な財務基盤を維持することは、持株会社としての重要な役割の一つであります。今後、当社グループは、深セン市の不動産開発を推し進め、開発完成後の事業や当該事業から派生する新事業を取り込むことによって事業拡大を図る予定ですが、そのために必要となり得る開発資金の負担に備えるためには、現時点において、自己資本比率をさらに高め、信用力を強化し、金融機関からの借入などの資金調達における選択肢を多様化できる財務基盤を確保することが必須となります。

D E Sの手法を用いた本第三者割当増資は、有利子負債の圧縮と自己資本の強化を通じ、このような財務基盤の確保に資するものであり、当社グループの今後の事業の安定・拡大のために必要不可欠であると考えております。加えて、本第三者割当増資により、当社及び当社グループにおいて、有利子負債の元本返済負担及び金利負担からの解放により、収益及びキャッシュ・フローの改善も期待されます。

このように、本第三者割当増資により可能となる当社グループの不動産賃貸管理事業の拡大を通じ、中長期的には、本第三者割当増資による希薄化を上回るEPS(1株当たり純利益)の上昇が見込まれることから、本第三者割当増資による株式の希薄化は、既存株主の皆様にとっても合理的な範囲であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)
パシフィックステート ホールディングスリミ テッド	Unit 1503,15/F.,8 Jordan Road, Kowloon, Hong Kong			3,880	19.99
株式会社クラウンユニ テッド	東京都大田区大森北1 - 23 - 1	3,311	21.33	3,311	17.06
アジアンスカイインベ ストメンツ リミテッド	42 Cameron Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,Hong Kong	2,070	13.33	2,070	10.66
キロパワーリミテッド	Des Voeux Road Central, Hong Kong	1,024	6.59	1,024	5.27
スイフトアセットグル プリミテッド	Leighton Road, Causeway Bay, Hong Kong	959	6.17	959	4.94
マックスインベストリ ミテッド	Des Voeux Road Central, Hong Kong	878	5.65	878	4.52
サイノブライトリミテ ッド	216 Main Street,Road Town,Tortola,B.V.I	530	3.41	530	2.73
フォーチュンスプライト ホールディングスリミ テッド	Des Voeux Road Central, Hong Kong	500	3.22	500	2.57
ハムフォードオーバ ーシーズリミテッド	Leighton Road, Causeway Bay, Hong Kong	488	3.14	488	2.51
フェアシャイングル プリミテッド	Queen's Road Central, Hong Kong	350	2.25	350	1.80
アトランティックジャン ポリミテッド	Harcourt Road, Central Hong Kong	325	2.09		
計		10,436	67.23	13,990	72.10

(注) 1 上位10名の株主を記載しております。なお、アトランティックジャンポリミテッドの本第三者割当増資後における順位は11位となるため、同社について、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は記載しておりません。

2 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日時点の株主名簿を基準として記載しております。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、少数第3位を切り捨てております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本届出書提出日(平成28年11月24日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(平成28年11月24日)現在において、その判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第5期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

平成28年6月30日 関東財務局長に提出の臨時報告書

1 提出理由

平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として宮越邦正、板倉啓太、張偉の3氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成(反対) 割合(%)
議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 3名選任の件					
宮越邦正	118,825	1,816		(注)	可決 98.49
板倉啓太	118,852	1,789			可決 98.51
張偉	119,610	1,031			可決 99.14

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書及び その添付書類	事業年度 (第5期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書及び その添付書類	事業年度 (第6期第2四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続きガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月29日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横 田 泰 史

山本公認会計士事務所

公認会計士 山 本 日 出 樹

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年5月30日開催の取締役会において、連結子会社深セン皇冠（中国）電子有限公司が中国深セン市に所有する固定資産（土地使用権）の一部について、深セン人民政府より道路建設のための用地回収の要請を受けたことから、同政府の要請に対して公共事業であることに鑑み前向きに検討し対応することを決議した。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、宮越ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、宮越ホールディングス株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月29日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横 田 泰 史

山本公認会計士事務所

公認会計士 山 本 日 出 樹

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横 田 泰 史 印

山本公認会計士事務所

公認会計士 山 本 日 出 樹 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。